

一般国道 342 号須川地区春先道路除排雪等業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、県南広域振興局土木部一関土木センターが委託する一般国道 342 号須川地区春先道路除排雪等業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本特記仕様書に定めがない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書（令和 6 年 4 月 1 日以降適用）」によるものとする。

(業務内容)

第 2 条 本業務は、複数の業種からなる業務であり、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路除排雪業務
「道路除排雪業務委託特記仕様書」のとおり
- (2) 防護柵等設置業務
ガードレール取付 721m
ガードケーブル取付 8,883m
標識板取付 54 基
視線誘導標取付 192 本
道路反射鏡取付 72 基
スノーポール取外し 342 本

(業務計画書)

第 3 条 委託契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行開始前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) その他

(業務中の安全確保)

第 4 条 本業務は、危険が伴う道路上における作業であることから、受注者は業務従事者に対して労働安全の指導と意識向上を図り、事故防止に努めなければならない。

(業務実施管理)

第 5 条 受注者は、履行開始前に提出する業務計画書により業務を履行し、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督職員に報告するものとする。

(道路使用許可)

第 6 条 受注者は、道路上で作業を実施する場合、あらかじめ道路の使用許可を所轄の警察署に提出し、許可を受けてから作業を実施するものとする。

(現場管理)

第7条 受注者は、作業終了後においては、機械及び使用材料等を速やかに車道外に搬出するものとし、必要に応じて一般交通に支障がないよう保安施設を設けるとともに、これらの状態がわかるよう写真を撮影し記録するものとする。

(使用材料)

第8条 使用材料において必要な見本又は資料、試験及び検査の方法は、監督職員の指示により行うものとする。

2 使用材料の品質は、監督職員の承諾を得るものとする。

(支給材料及び貸与品)

第9条 支給材料及び貸与品は、支給及び受渡し方法について、監督職員の指示により行うものとする。

(現地発生材)

第10条 既存施設の撤去による発生材（スノーポール）は、監督職員の指示により処理するものとする。

(その他)

第11条 業務の遂行に当たり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。

2 他人の土地や法規制ある土地への立入りについては、監督職員の承諾を得た後、受注者が所有者等の了解を得て行うこと。

3 本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

一般国道 342 号須川地区春先道路除排雪等業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、県南広域振興局土木部一関土木センターが公募により実施する一般国道 342 号須川地区春先道路除排雪等業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。

(用語の定義)

第 2 条 この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸与機械
受注者に岩手県が無償で貸し付ける除雪機械をいう。
- (2) 借上機械
受注者が自ら所有する除雪機械（リース機械を含む。）で、岩手県が借り上げるものをいう。
- (3) 統括技術者
道路除排雪業務全般を統括する者をいう。
- (4) 運転員
車道及び歩道の除雪機械を運転する運転手をいう。
- (5) 機械運転資格者基準
共通仕様書(Ⅲ)参考資料の「除雪機械運転員資格基準」をいう。

(作業)

第 3 条 受注者は、発注者の指示により、委託対象路線において丁寧に除雪し、又は発注者からの個別の指示に従い、交通を確保しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、早朝及び異常時には、監督職員の指示がない場合であっても速やかに作業を開始し、作業の完了後、直ちに監督職員に作業状況を報告するものとする。
- 3 受注者は、異常時であって別紙 2 記載の除雪機械等による作業が不可能であるときは、あらかじめ発注者の承認を得て受注者の所有する建設機械を出動させ、速やかに道路除排雪を行い、除雪路線の交通を確保するものとする。
- 4 除排雪業務における作業時間帯による作業区分は、下表のとおりとする。

作業区分	作業時間帯
昼間作業	8 時 00 分～20 時 00 分 (※ 17 : 00～20 : 00 は昼間作業の所定時間外とする。)
夜間作業	20 時 00 分～8 時 00 分 (※ 5 : 00～8 : 00 は夜間作業の所定時間外とする。)

(除排雪計画)

第 4 条 受注者は、契約後速やかに、次に掲げる事項を記載した作業計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。

- (1) 各体制時の作業班の構成
- (2) 連絡方法
- (3) 安全管理に関すること。

(安全管理)

第5条 受注者は、次のとおり作業の安全管理及び作業に伴う交通整理をその責任において行うものとする。

- (1) 作業区間の道路（道路附属物を含む。）について、除雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、事故の防止に努めるものとする。
- (2) 除雪作業中は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、受注者は、作業員に安全知識を周知徹底するものとする。
- (3) 安全作業の障害となる路面凹凸、工作物の段差等の事態が生じたときは、速やかに発注者に報告するものとする。
- (4) 除雪作業については、地域住民の理解が得られるようにするものとする。

2 受注者は、対人賠償保険無制限、対物賠償保険無制限及び搭乗者保険5百万円以上（免責なし）の任意保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

(機械の貸付)

第6条 発注者は、受注者の業務委託の実施のため、別に定める建設機械貸付要領により、除雪機械を貸し付けるものとする。

2 受注者は、前項の規定により貸付けを受けた貸与機械を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、業務以外の用途に供してはならない。

(統括技術者の配置)

第7条 受注者は、次の(1)又は(2)の条件を満たす者を、統括技術者として配置するものとする。

(1) 過去5か年以内に、岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態に従事したことがあること。

ア 運転員

イ 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

(運転員に係る届出等)

第8条 受注者は、契約締結後、速やかに除雪機械運転資格者基準により除雪機械運転員を選任し、建設機械運転員届を作成の上、監督職員に提出しなければならない。

2 前項の届出には、運転免許証及び除雪講習の受講証の写しを添付しなければならない。

3 運転員は、統括技術者を兼ねることができるものとする。

(作業状況等の報告)

第9条 受注者は、発注者の指示により着手する場合を除くほか、除雪作業に着手した場合は、その都度発注者に連絡するものとし、必要に応じて除排雪状況を監督職員に報告するものとする。

(除雪作業の完了報告及び完了確認)

第10条 受注者は、除雪作業が完了したときは、速やかに道路除排雪業務完了報告書を発注者に提出し、その完了確認を受けなければならない。

(委託料の請求)

第11条 受注者は、発注者から業務委託の完了確認を受けた後、請求書により委託料の請求を行うものとする。

(その他)

第12条 この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

道路除排雪業務委託内容明細書

種別 車道除雪

路線名	区 間	延長 (km)	作業目標 区分	除雪水準 分類ランク	備考
一般国道342号	一関市厳美町 須川 ~ 一関市厳美町 真湯	14.9km	-	-	-
計		14.9km			

道路除排雪業務委託数量明細書

種別 車道除雪

除排雪機械名	規格	台数	運転員の人数	機械区分	当初契約予定数量 (記載数量は、契約後、実績に応じて変更する)				備考	
					単位	昼間		夜間		
						8:00～17:00	17:00～20:00	20:00～5:00		5:00～8:00
ロータリ除雪車 ホイール2ステージ型	400ps	1	1	貸与	時間	100				
ロータリ除雪車 ホイール2ステージ型	250ps	1	1	貸与	時間	100				
除雪ドーザ ホイール型	11t	1	1	貸与	時間	130				
除雪ドーザ クローラ型	15t	1	1	借上げ	時間	130				
バックホウ クローラ型	0.8(0.6)m3	1	1	借上げ	時間	130				

- (注) 1 機械の規格については、当初契約の規格であり、発注者の承諾により変更することができる。
 2 機械除雪の数量は、昼間(8:00～17:00)、(17:00～20:00)及び夜間(20:00～5:00)、(5:00～8:00)に区分し、単位は時間とする。
 3 借上げ機械の場合は、自社又はリース機械とする。